

岩手県告示第 295 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 4 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 薄衣舞川線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 一関市舞川字河賀慶 122 番地先から 119 番 2 地先まで
    - イ 一関市舞川字河賀慶 116 番 2 地先から 43 番 6 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 4 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで
- 2 (1) 路線名 本郷五串線
  - (2) 供用開始の区間 一関市巖美町字雨田 88 番 1 地先から 75 番 7 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 4 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
    - イ 期間 平成 20 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで